福 障 第 906 号

 令和２年６月26日

各指定障がい児通所支援事業所　管理者様

寝屋川市福祉部

障害福祉課長

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除及び学校の教育活動再開に伴う

障がい児通所支援事業所の対応について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 また、新型コロナウィルス感染防止のための学校臨時休業を受けた対応につきましては、日々、適正な支援にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標題の件について、先日、令和２年６月１日付で寝屋川市より「新型コロナウィルス感染症対策のための対応について」の通知を発出し、本市においても、大阪府と同様に、学校休業日の取り扱いを令和2年6月30日までとしたところですが、令和2年7月1日から、学校の教育活動が再開されることから、在宅支援の取り扱いについては、以下の通りといたします。今後も、感染拡大の防止に留意し、引き続きの支援をお願いします。

・今回のコロナ渦の中、リモート学習への体制を整えられ、取り組みを進めてこられました事業所につきましては、引き続き、寝屋川市で内容を確認したうえで、在宅支援での報酬算定を認めます。

・学校は再開されたものの、通学ができず、リモートなど、在宅での授業を受けられるお子様についても、寝屋川市で在宅支援が必要と認められた方は、在宅での支援も可とします。

・その他、個々の状況に応じた支援が必要な場合は、担当CWまで、ご相談ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　【問い合わせ先】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　寝屋川市福祉部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　障害福祉課　TEL　072－812－2026

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX　072―812―2118